3　1及び2の規定に従って行われる情報の伝達に関し、個人に関する情報は、各締約国それぞれの法令その他関連する法律及び規則並びに次の規定により保護される。

(a)　伝達側の権限のある当局又は実施機関は、伝達される個人に関する情報が正確であり、及び伝達の目的に照らして必要な範囲に限定されていることを確保する。不正確な情報又は伝達することが伝達側の国の法令その他関連する法律及び規則に合致しない情報が伝達されたことが明らかになった場合には、伝達側の権限のある当局又は実施機関は、受領側の権限のある当局又は実施機関に対して直ちにこの事実を通報する。この場合には、受領側の権限のある当局又は実施機関は、直ちに当該情報を訂正し、又は廃棄する。

(b)　伝達側の権限のある当局又は実施機関及び受領側の権限のある当局又は実施機関の双方は、個人に関する情報を許可されていない又は不法なアクセス、変更又は開示から効果的に保護する。

(c)　本人の請求がある場合には、

(i)　受領側の権限のある当局又は実施機関は、受領側の国の法令その他関連する法律及び規則に合致しない方法で取り扱われた情報の使用を停止し、又は当該情報を廃棄し、伝達側の権限のある当局又は実施機関に対して直ちにその使用の停止又はその廃棄を通報する。

(ii)　伝達側の権限のある当局又は実施機関は、自らが取り扱った不正確な情報を訂正し、受領側の権限のある当局又は実施機関に対して直ちにその訂正を通報する。

第二十三条　申請、不服申立て及び申告の提出

1　一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十四条　給付の支払

1　この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。

2　いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二十五条　意見の相違の解決

1　この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国の実施機関、権限のある当局又は関係当局による協議により解決する。

2　1の規定により意見の相違を解決することができない場合には、当該意見の相違は、いずれか一方の締約国の要請により、次の方法によって個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に決定のため付託される。

(a)　各締約国は、一方の締約国が他方の締約国に対し仲裁の要請を外交上の経路を通じて通告した日の後六十日以内に各一人の仲裁人を任命する。この二人の仲裁人は、第三の仲裁人を仲裁裁判所の裁判長として任命することに合意する。当該第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民であってもならず、また、当該各一人の仲裁人を任命した締約国のうちいずれか遅い方の任命を行った締約国が他方の締約国に対して当該任命を通告した日の後三十日以内に、任命されなければならない。

(b)　(a)に規定する各々の期間内に、いずれか一方の締約国が仲裁人を任命することができない場合又は裁判長について両締約国の任命した仲裁人が合意しない場合には、いずれの締約国も、国際司法裁判所長に対し、必要な任命を行うことを要請することができる。同所長がいずれか一方の締約国の国民である場合又は同所長が他の理由により任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所次長（同次長が同様に任命を行うことができない場合には、任命を行うことができる国際司法裁判所の最も上席の裁判官）に対して任命を行うよう要請することができる。

3　仲裁裁判所の決定は、両締約国に対し最終的なかつ拘束力のあるものとし、投票の過半数による議決で行う。

4　仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、

(a)　各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。

(b)　裁判長に係る費用その他の経費は、両締約国の間で折半して負担する。

5　仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第二十六条　見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部　経過規定及び最終規定

第二十七条　経過規定

1　この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

2　この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3　この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

4　第七条の規定の適用に当たっては、この協定が効力を生ずる時まで一方の締約国の領域内で就労していた者であって他方の締約国の法令の適用を受けていたものについては、同条に規定する派遣の期間又は自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

5　この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

6　この協定の効力発生前に決定された申請については、関係者の要請がある場合には、この協定に従って再検討する。

第二十八条　効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十九条　有効期間及び終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2　この協定が1の規定に従って終了する場合には、この協定に基づいて取得した給付を受ける権利及び当該給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年四月十一日にストックホルムで、ひとしく正文である日本語、スウェーデン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　廣木重之
スウェーデン政府のために
　アンニカ・ストランドヘル

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之